

2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業
(プロジェクト名)
に関する委託契約書

独立行政法人 情報処理推進機構(以下「甲」という。)と、相手方名称(以下「乙」という。)は、2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業(プロジェクト名)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業(プロジェクト名)(以下「委託業務」という。)の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(実施計画書及び委託契約事務処理要領の遵守)

第2条 乙は、別紙実施計画書に従って委託業務を実施しなければならない。また、委託業務の実施に当たっては甲の示す委託契約事務処理要領を遵守しなければならない。

(委託金)

第3条 甲は、乙に対し、金〇〇〇〇〇〇〇〇円の範囲内において、乙の委託業務の実施に必要な経費を負担するものとし、経費の配分は実施計画書記載のとおりとする。

(委託業務の完了期限)

第4条 乙は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに、委託業務を完了しなければならない。

(責任者の選任)

第5条 乙は、本件委託業務及び開発成果物(本件委託業務の結果得られる全てのソフトウェア及び関連資料をいう。以下同じ。)の活用(商品化を含む。以下同じ。)／普及に関する責任者をそれぞれ選任して甲に届け出る。

2 各責任者は、委託業務の進捗状況及び開発成果物の活用／普及に向けた作業の進捗状況を常に把握するとともに、甲との連絡窓口として、右各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに、定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、速やかに甲に届け出る。

(成果報告書等の提出)

第6条 乙は、別紙実施計画書に定める成果報告書等(開発成果報告書、事業化報告書、開発成果物、事業推進計画書を含む。以下同じ。)を第4条に定める期限内に甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果報告書等に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料等の提出を乙に求めることができる。

(事故の報告)

第 7 条 乙は、委託業務の実施中、事故その他委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生したとき及び第 4 条に定める期限内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに甲に対し、様式第 1 により事故報告書を提出し、その指示を受けなければならない。

(計画変更等)

第 8 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに様式第 2 により計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 実施計画を変更しようとするとき。ただし、事業内容の軽微な変更の場合及び人件費又は事務経費のうち、いずれか少ない契約額の 10 パーセント以下の額を人件費から事務経費へ流用する場合は除く。

(2) 委託業務の一部を第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）しようとするとき。

(3) 委託業務を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 甲は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

3 甲は、第 1 項の規定により、乙から提出された実施計画書の変更申請を承認した場合は、変更契約が締結されたものとみなす。

(再委託)

第 9 条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務の一部を再委託しようとする場合において、別紙実施計画書に記載のある場合及び前条第 1 項第 2 号の承認を受けた場合はこの限りではない。

2 前項但し書の場合において、乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。ただし、乙が委託業務の一部を日本国の国公立研究機関及び国公立大学並びに独立行政法人又はこれに準ずる機関（以下「国立機関等」という。）に再委託する場合には、本契約の規定にかかわらず、国立機関等の受託研究に関する規則等によることができる。

(実績報告書)

第 10 条 乙は、委託業務完了の日（第 8 条第 1 項第 3 号の規定により委託業務の廃止の承認を受けた場合は、その承認の日。）の翌日から 30 日以内の日、又は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日のうちいずれか早い日までに、様式第 3 により委託業務についての実績報告書を甲に提出しなければならない。ただし、様式第 4 により実績報告書提出期限延期承認申請書を甲に提出し、その承認を受けた場合は、その期限によることができる。

(検査及び報告の徴収)

第11条 甲は、第6条に定める成果報告書等及び第10条に定める実績報告書を受理したときは、それらの内容について速やかに検査を行うものとする。

2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができる。

- (1) 開発成果物の検査
- (2) 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査
- (3) その他甲が必要と認めた検査

3 甲は、前2項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ、乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。

- (1) 実施計画書に定める開発仕様（以下「開発仕様」という。）と開発成果物の適合性及び開発成果物のプログラムテスト
- (2) 実績報告書に記載されている開発及び普及の内容（成果報告書等）と支出した経費との整合性
- (3) 実施計画書、実績報告書及び成果報告書等の内容の整合性
- (4) 第17条に掲げる帳簿、書類
- (5) その他甲が委託業務に関して必要と認める事項

4 甲は、第2項第1号の検査において、開発成果物に開発仕様に定める基準に適合しない事実を発見したときは、乙に対して開発成果物の補修を求め、甲の指定する期日までに再提出をさせ、再検査を行うことができる。

5 甲は、第2項の検査を乙の事務所、事業場等（乙の再委託先、共同実施者及び再委託の共同実施者の事務所等を含む。以下同じ。）において行うことができる。

6 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。

7 乙は、前項の通知を受けたときは、本契約に掲げる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

8 甲が検査できる期間は、委託業務完了の翌日から起算して5年間とする。

（委託金の額の確定）

第12条 甲は、前条第1項及び第2項の検査の結果、開発成果物が開発仕様に定める基準と適合していると認められ、かつ、委託業務の実施に要した経費として妥当であると認めるときは、支払うべき委託金の額を確定し、これを乙に通知しなければならない。

（委託金の支払）

第13条 甲は、前条の規定により委託金の額を確定した後において乙の提出する様式第5による委託金精算払請求書により委託金を支払うものとする。甲は、乙から委託金精算払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までにこれをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、本契約期間中の3月31日までに委託業務の実施に要した経費の支払を、様式第6による委託金概算払請求書により請求するものとし、甲は、前条に準じた調査により適当と認めた範囲内で、これを支払うことができる。

2 前2項のほか、乙は、委託業務の完了前であっても、様式第6による委託金概算払請求書

を提出することによって、委託業務の実施に要した経費の概算払いを要請することができる。この場合、甲は、諸般の事情を考慮して適当と認めたときに、前条に準じた調査により適当と認めた範囲内で、これを支払うことができる。

(差額の返還又は支払)

第14条 乙は、第12条による確定額を超える金額の支払を既に受けている場合は、甲の指示により、その超える額を返還しなければならない。

2 甲は、確定額に満たない金額を乙に支払っている場合は、その不足額を乙に支払うものとする。

(契約の解除等)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する事由がある場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の委託業務の完了期限までに、乙が委託業務に係る第19条に掲げる知的財産権を得ることが著しく困難と認められる場合
- (2) 乙がこの契約の条項に違反したと認められる場合
- (3) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告をした場合

2 前項により契約を解除した場合、委託金の支払い、権利帰属その他の法律関係は、右解除によって初めに遡って効力を失う。

(延滞金)

第16条 乙は、第14条第1項及び前条第2項の規定により甲に委託金を返還する場合、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第17条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、すべての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前2項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(取得財産の帰属等)

第18条 乙が委託業務の実施により取得した財産の所有権については、乙が検収した時をもって乙に帰属するものとする。

2 乙は、取得財産については、委託業務完了後又は廃止後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(知的財産権の範囲)

第19条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) 前3号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第20条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを様式第8による書面で甲に届け出た場合、委託業務に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、次条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める

ときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の出願、登録等の報告)

- 第21条 乙は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、様式第9による産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第5項及び同規則様式26備考24等を参考にして、当該出願書類に国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
 - 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、様式第10による産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、委託業務に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物の著作権登録を行った場合には、登録の日から60日以内に、様式第11による著作権通知書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の譲渡)

- 第22条 乙は、委託業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、様式第12による譲渡通知書を甲に提出するとともに、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第23条 乙は、委託業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第20条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、様式第13による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託業務に係る発明等により生産される物が、日本国内において生産されることを当該第三者に約させた場合は、この限りではない。

(知的財産権の放棄)

- 第24条 乙は、委託業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(知的財産権の帰属の例外)

- 第25条 委託契約の目的として作成される開発成果報告書に係る著作権は、プログラム等の

著作権を除きすべて甲に帰属する。

(ノウハウの指定)

第26条 甲及び乙は、協議の上、開発成果報告書に記載された成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第27条 第20条第2項に該当する場合、乙は委託業務に係る発明等について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(現地調査等)

第28条 甲は、第11条第5項のほか委託業務の実施状況の調査及び委託金の額の確認のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類、その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

第29条 甲は、乙の故意又は重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書をふまえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

(公表の方法)

第30条 乙は、委託業務の内容を公表する場合には、「独立行政法人 情報処理推進機構 中小企業経営革新ベンチャー支援事業」に係る委託業務である旨を表示しなければならない。

(成果の普及等)

第31条 乙は、甲の要請がある場合は、甲が主催する展示会等へ参加する。

2 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

3 乙は、本件委託業務に係る成果を発表又は公開しようとするときは、その方法等について事前に甲に報告する。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

(開発成果物の評価)

第32条 甲は、委託業務完了後速やかに本件委託業務を総合的に評価し、中小企業経営革新ベンチャー支援事業審議委員会の審議後、これを公表することができる。

(開発成果物の活用／普及状況の報告要請)

第33条 乙は、別紙実施計画書に定める成果報告書等のうち、事業推進計画書の記載内容に従って委託業務に係る開発成果物の活用／普及に最善の努力を尽くすものとする。

2 乙は、前項記載の事業推進計画書の内容が事実と合致しないこととなった場合、速やかに修正版を甲に提出する。

3 乙は、委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間、毎年定期的に開発成果物の活用／普及状況の必要な事項及び甲が指示する事項について甲に報告するとともに、甲の要請ある場合は随時甲に報告する。

4 甲は、前項に基づき報告を受けた内容について、必要と認めた場合は、乙の事務所、事業場等に臨んで実地に調査することができる。

(業務委託の開始日)

第34条 業務委託の開始日は、本契約に先立つ本件採択通知日とする。但し、採択通知日と異なる委託業務期間の始期を定めた場合には、これによるものとする。

(情報の公表)

第35条 甲は、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の情報を開示することができる。

(契約書の解釈)

第36条 この契約の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。但し、協議の整わない場合は、乙は甲の意見に従わなければならない。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 1 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき
 - (1) 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - (2) 独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - (3) 独占禁止法第66条第4項の審決が確定したとき
 - (4) 独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 2 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 3 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第49条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第50条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第66条第4項の審決についての審決書
- (4) 独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

- 第4条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。
- 2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 6 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2009年 月 日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人 情報処理推進機構
理事長 西垣 浩司

乙 所在地
名称
代表者氏名

(様式第1)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

名 称

代表者氏名

印

2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）
事故報告書

上記の委託業務について事故が生じたので、契約書第7条の規定に基づき
下記のとおり報告します。

記

1. 受託年月日及び金額
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額
4. 事故に対して採った措置
5. 業務の遂行と完了日の予定
6. 事故が業務に及ぼす影響

(様式第2)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

名 称

代表者氏名

印

2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）
計画変更承認申請書

上記の委託業務について実施計画を変更したいので、契約書第8条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 受託年月日及び金額
2. 業務の進捗状況
3. 計画変更の内容
4. 計画変更の理由
5. 計画変更が業務に及ぼす影響
6. 計画変更後の経費の配分（新旧対比のこと。）

- (注) 1. 再委託しようとする場合には「計画変更」を「再委託」と読み替えること。
また、計画変更の内容には、再委託しようとする第三者の名称、住所を含めて記載すること。
2. 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

(様式第3)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

名 称
代表者氏名 印

2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）
実績報告書

上記の委託業務の実績について、契約書第10条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 受託年月日及び金額
2. 実施した委託業務の概要
3. 委託業務に要した経費

1) 支出総額

総括表

(単位：円)

区 分	委託契約額	消費税 相当分	流用額	流用後額	実績額	受けるべき 委託金の額

- 2) 支出内訳（実施計画書中、支出計画の例による。）

(様式第4)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

名 称

代表者氏名

印

2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）
実績報告書提出期限延期承認申請書

上記の委託業務の実績報告書の提出期限を延期したいので、契約書第10条
但し書の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 受託年月日及び金額
2. 延期する理由
3. 希望する提出年月日

(様式第5)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

名 称

代表者氏名

印

2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）
委託金精算払請求書

上記の委託金を下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）、契約番号を記載すること。
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第6)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

名 称

代表者氏名

印

2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）
委託金概算払請求書

上記の委託金を下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）、契約番号を記載すること。
2. 概算払を必要とする理由を記載する。
3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。
4. この請求書には、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第8)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

名 称
代表者氏名 印

確 認 書

名称 代表者氏名（以下「乙」という。）は、独立行政法人 情報処理推進機構理事長（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

1. 乙は、2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）委託業務（以下「委託業務」という。）に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
3. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
4. 乙は、上記2に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記3に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

以 上

(様式第9)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

名 称
代表者氏名

印

産 業 財 産 権 出 願 通 知 書

年 月 日付け2009情財第 号2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）委託契約に基づく開発項目「 」について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、契約書第21条第1項の規定に基づき通知します。

記

1. 出願国
2. 出願に係る産業財産権の種類
3. 発明等の名称
4. 出願日
5. 出願番号
6. 出願人
7. 代理人
8. 優先権主張

(様式第10)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

名 称

代表者氏名

印

産 業 財 産 権 通 知 書

年 月 日付け2009情財第 号2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）委託契約に基づく開発項目「 」に係る産業財産権の登録等の状況について契約書第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 出願等に係る産業財産権の種類
2. 発明等の名称
3. 出願日
4. 出願番号
5. 出願人
6. 代理人
7. 登録日
8. 登録番号

(様式第 1 1)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

名 称

代表者氏名

印

著 作 権 通 知 書

年 月 日付け2009情財第 号2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）委託契約に基づく開発項目「」に係るプログラム等の著作権の登録の状況について契約書第21条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 著作物の種類
2. 著作物の題号
3. 著作者の氏名（名称）
4. 著作物の内容
5. 登録日
6. 登録の種類
7. 登録番号

(様式第12)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

名 称
代表者氏名 印

譲 渡 通 知 書

年 月 日付け2009情財第 号2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）委託契約に基づく開発項目「 」について、下記のとおり譲渡を行いますので、契約書第22条の規定に基づき通知します。

記

1. 知的財産権の種類
2. 知的財産権の名称（出願番号、登録番号等がある場合にはそれらも含む。）
3. 譲渡先（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
4. 契約書第20条、第21条、第23条及び第24条の規定の適用に支障を与えないことがわかる書面（譲渡契約書の写し等）

(様式第13)

年 月 日

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 あて

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

専用実施権等設定承認申請書

年 月 日付け2009情財第 号2009年度中小企業経営革新ベンチャー支援事業（プロジェクト名）委託契約に基づく開発項目「 」について、契約書第23条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 開発項目

2. 専用実施権等（注1）を設定しようとする知的財産権について

知的財産権の種類（注2）、番号（注3）及び名称（注4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

3. 承認を受ける理由（下記の（1）から（5）の番号に○を付ける（複数可）とともに、別紙にて、その具体的な理由（注5）を記載する。）

- (1) 実質的に日本国内において生産されるとみなせるため
- (2) 専用実施権等の設定を受ける者が、実質上同じ組織にあるとみなせるため
- (3) 国内でのライセンス先を探すに当たって、合理的な努力を行ったがライセンス先が見つからなかったため
- (4) 国内で製造することが商業的に困難であるため
- (5) 当該技術が日本国内で製造されなかったときにおいても、当該ライセンスにより我が国に利益がもたらされるため

(注1)： 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

プログラム等の著作物の著作権については、プログラム等の著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

(注2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。

(注3)： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

(注4)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、プログラム等著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(注5)： 具体的な理由の説明

(1) (理由が(1)の場合)

これは、当該物が販売、使用又は貸渡しされる場合において、国内で販売、使用又は貸渡しされる物（専用実施権等の設定の対象における物）の総量の何パーセントが、国内で生産されているかを説明する。

なお、この割合がおおむね90パーセント以上である場合は、「日本国内において生産されている」と解されるので、そもそも本申請を行う必要がない。一方、国内で生産される割合が低い（おおむね50パーセント未満の）場合には、下記理由(5)に掲げられている観点等を用いて、我が国利益に資することを説明できることが望ましい。

(2) (理由が(2)の場合)

以下のいずれかの場合に該当することを説明する。

○親会社と子会社との関係である場合。(※) ○大学・公的研究機関と、当該大学・公的研究機関の技術を第三者へ移転する技術移転機関（自己実施をしない機関に限る。）との関係である場合

※親会社とは、他の株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は他の有限会社の資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社をいい、子会社は、当該他の株式会社又は有限会社をいう。

(3) (理由が(3)の場合)

以下の観点を適宜用いて説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

○コンタクトを取った会社数 ○当該会社にライセンスすべくコンタクトを取った方法 ○相手側に示したライセンス条件 ○海外で製造するとした企業と国内で製造するとした企業でのライセンス条件の比較 ○相手側企業の反応状況

(4) (理由が(4)の場合)

以下の観点を適宜用いて説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

○商業ベースでの国内での製造の実現可能性を困難とさせている要因は何か(海外と国内での製造のコスト比較等) ○日本国内で製造しようとした場合、どのような問題が生じるか(当該製品の市場化がどの程度遅れるか、それ以外にどのような問題が生じるのか)そのために、当該製品の我が国及び海外への製品供給を通じ、我が国の利益にどのような影響を与えるか ○海外での製造が必要とされている状況は何か(同様の技術をめぐる世界市場の動向、法制上、自然条件上の制約等) ○申請者自身が国内で製造する能力を有しているか、当該申請者が国内で製造しようと努力したか(立地場所の検討、関係者との契約の検討等)

(5) (理由が(5)の場合)

以下の観点を適宜用いて説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

○当該技術が我が国において製造されない(当該技術が物を製造するものではない場合も含む。)ことによって、我が国にどのようなメリット・デメリットがあるか ○当該予算・開発の目的等に照らして、我が国の利益の増進にどのように寄与するか ○我が国における工場・設備への直接的・間接的投資に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか ○国内の新たな雇用の創出、高レベルの雇用の創出、国内熟練基盤の強化に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか ○国内における技術開発力の向上に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか ○ライセンスによるロイヤリティ収入も含めた対外収支に、どのような好影響・悪影響を及ぼすか ○クロスライセンス、サブライセンス、再譲渡条項等のライセンス方式において日本の利益を最大化する努力がどのように行われるか